

文部科学省科学技術人材育成費補助事業(平成28年度～平成33年度)
「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」

平成30年度 女性教員をリーダーとする協力機関との共同研究支援 公募に関する Q&A

★本支援の申請にあたっては、必ず「公募要項」と本書を熟読の上、不明な点は男女協働推進センターへご照会・ご相談ください。

【応募資格・条件について】

Q1. 申請者(研究代表者)は大阪大学の常勤教員とあるが、クロス・アポイントメント教員は申請者となることが可能か。

A1. 平成30年度に常勤教員として在職する者であれば、他機関からのクロス・アポイントメント教員も申請者の資格があります。ただし、申請者の本務機関との共同研究(例:A社からのクロス・アポイントメント教員が申請者となり、A社と行う共同研究)で申請する場合、学内共同研究者に大阪大学のエフォート率100%の教員を1名以上含むことが条件となります。

Q2. 応募時点で「着任予定」の常勤教員は申請者となることが可能か。

A2. 可能ですが、所属予定部局の事務担当係を通して着任日等を説明いただくことが必要です。

Q3. 「協力機関に所属する研究者(男女不問)」について、①職位は不問か、②兼業で協力機関に在籍する者は「協力機関の共同研究者」とできるか。

A3. ①協力機関における職位には制限がありませんが、研究補助者ではなく、独立した研究者として共同研究に参加していることが条件となります。また、共同研究者が競争的資金により雇用されている場合は、本支援に採択された共同研究に参加することがその雇用条件に抵触しないことが必要です。

A3. ②大阪大学や他機関に本務を置き、協力機関にて兼業を行っている研究者を「協力機関の研究者」とすることはできません。

Q4. 日本学術振興会特別研究員や外部資金により雇用されている研究員、大学院生を学内共同研究者とすることは可能か。

A4. 可能ですが、競争的資金により雇用されている研究員を共同研究者とする場合は、本支援に採択された共同研究への参加がその雇用条件に抵触しないことが必要です。なお、共同研究者とすることができない場合でも、本支援は共同研究への参加を通して女性研究者が研究力を向上させ、研究キャリアパスを拓くことを支援する趣旨により、一人でも多くの女性が共同研究者または研究協力者として参加することを奨励しますので、女性研究員や女子大学院生が研究補助などで参加する場合は「研究協力者」として申請書に記載ください。

Q4. 申請時点で共同研究が開始されていることが必要か。

A4. 採択決定前はまだ実質的な研究活動を開始していなくても申請可能ですが、共同研究者や研究計画は既に決定しており、採択決定後には速やかに共同研究を開始できることが必要です。

Q5. 協力機関一覧にある企業・研究機関以外との共同研究は対象外か。

A5. 協力機関一覧にある企業・研究機関いずれかとの共同研究が、本支援の対象です。なお、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所またはダイキン工業株式会社に所属する女性研究者との共同研究であれば、本支援と同時公募中の「女性研究者をリーダーとする共同実施機関との共同研究支援」の対象となります。詳細は「共同実施機関との共同研究支援」の公募要項を参照してください。

Q6. 申請資格を満たす共同研究を複数実施している場合、複数申請は可能か。また、複数採択される可能性はあるのか。

A6. 例えば協力機関との共同研究を1件と共同実施機関との共同研究を1件など、申請資格を満たす複数のプロジェクトを実施している申請者は、複数申請することも可能です。ただし、その場合の採択は、審査により決定されるいずれか1件のみとなります。

Q7. 「本事業が開催するシンポジウムやセミナー、研修会等への積極的な出席や、男女協働推進センターが主宰する女性研究者ネットワークへの参加、自然科学系女性研究者のロールモデルとして学内外への情報提供」が不可能な場合は申請できないのか。

A7. 本支援は採択された女性研究者の研究力向上とともに、共同研究者や学内に男女協働意識が共有されることによる、ダイバーシティ研究環境の実現をも目的としています。申請・採択の条件ではありませんが、本支援の趣旨を理解いただいた上で、可能な範囲での参加や協力をご予定ください。

【経費使用について】

Q1. 経費使用ができないものはあるか。

A1. 次に掲げる経費については使用することができないので、ご注意願います。

- ・共同研究の実施に直接必要のない経費
- ・本学が定めた規定により執行し得ないもの
- ・施設の建設や改修に係る経費
- ・支援期間外の経費
- ・大学、研究室にて通常備えるべきもの
- ・打合せ等にかかる飲食物の経費

Q2. 2年ライセンスのソフトウェアを購入することは可能か。

A2. 可能です(「共同実施機関との共同研究支援」と異なり、年度内日数に応じた案分を行う必要はありません)。

Q4. パソコン、タブレット等情報機器の購入は可能か。

A4. 所属部局の通常の発注ルールに従って購入することが可能です(「共同実施機関との共同研究支援」と異なり、「理由書」は所属部局で必要とされる場合のみ用意してください)。

Q5. 採択後に配分された経費を費目間流用することは可能か。

A5. 申請時点で予測できなかった計画変更については、流用金額に条件はありますが、事前相談の上で可能です。できるかぎり使用計画に基づいた使用を心掛けてください。

【申請方法について】

Q1. 申請者本人から男女協働推進センターへ直接提出することは可能か。

A1. 所属部局が申請の事実を承認・把握する必要があります。必ず事務担当係を通して提出してください。また、申請にあたっては予め部局事務担当への提出期日を確認の上、申請書類をご準備ください。

【審査および審査結果について】

Q1. 審査内容は公開されるのか。

A1. 第1次審査、第2次審査ともに非公開となります。

Q2. 採択決定後、HP 上で申請者名等とともに研究課題名が公表されるとあるが、共同研究上の機密を含む場合も公開されるのか。

A2. 申請時にその旨を必ずご相談ください。また、HP 等での公開にあたっては事前に内容確認を依頼しますので、必ず確認するようにしてください。